平成２３年（フ）第２０号
兵庫県豊岡市但東町栗尾654番地
債務者　山下　順子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第５３４号
徳島県吉野川市山川町堤外153番地10、旧住所徳島県麻植郡山川町字湯立378番地の３
債務者　新開　利行
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３９号
徳島県鳴門市撫養町立岩字六枚106番地
債務者　石留　眞一
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７４号
徳島県板野郡上板町瀬部587番地６
債務者　大前　節夫
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０５号
徳島市不動東町４丁目1600番地の４
債務者　辻　　忠治
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８６号
千葉県野田市山崎1411番地の11　グランドール梅郷Ｂ202
債務者　亀岡　真弓
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１９１号
千葉県我孫子市布佐西町70番地の６　101号
債務者　佐々木博史
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１９２号
千葉県我孫子市布佐西町70番地の６　101号
債務者　佐々木京子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１８号
兵庫県淡路市中田2799番地16
債務者　平田東洋惠
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０７号
高知市南御座８番40―203号
債務者　濵田　**鶴**壽
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２号
佐賀県唐津市元石町68番地、住民票上の住所佐賀県唐津市和多田3245番地１
債務者　井手　昭男
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第６００号
名古屋市名東区亀の井２丁目247番地　コーポ吉田202号
債務者　樫本　律子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１７号
名古屋市中村区並木２丁目203番地
債務者　山口　義信
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３４号
名古屋市港区宝神５丁目2801番地　ライオンズマンション港西202号
債務者　一丸千春こと　池　　千春
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４６８号
大阪府八尾市長池町１丁目46番地の17
債務者　關谷　吉健
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７６号
大阪府守口市東郷通２丁目７番19号
債務者　川並　龍子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０６号
大阪市西成区中開３丁目３番１―104号
債務者　リラクゼーションさくら堂こと齋藤奈奈こと　江　　素惠
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２３０号
大阪市東淀川区西淡路１丁目14番９―110号
債務者　村田　一之
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部